

1 2015年9月の鬼怒川水害を引き起こした国の五つの瑕疵

① 若宮戸地区の築堤工事を怠った瑕疵

若宮戸地区（距離標 25.35 km 付近）は無堤防地区であり、洪水時に氾濫する危険性が高かったにもかかわらず、国は放置し、築堤を行ってこなかった。

② 若宮戸地区の河川区域拡大を怠った瑕疵

若宮戸地区には砂丘林（河畔砂丘）が堤防の代わりに役割を果たしてきたが、河川区域外にあるため、ソーラー発電業者によって2014年3月に掘削された。砂丘林の範囲まで河川区域が拡大されていれば、砂丘林が掘削されることはなかった。

③ 若宮戸地区の安易な土嚢積みを行った瑕疵

若宮戸地区では2014年にソーラー発電業者により、砂丘林が掘削された後、地元住民の強い要望により、国が土嚢積みを行ったが、高さが足らず、安易な積み方であったので、水害時には土嚢が崩れ、洪水の流入を防ぐ役割を果たさなかった。

④ 上三坂地区の堤防嵩上げ工事を怠った瑕疵

上三坂地区（距離標 21 km 付近）は周辺より堤防高が一段と低く、地盤沈下の進行で堤防高がますます低くなってきていて、洪水時の越水によって破堤する危険性が年々高まってきたにもかかわらず、国は放置し、堤防嵩上げの措置を講じてこなかった。

⑤ 八間堀川排水機場の運転再開を遅らせて八間堀川の破堤の要因をつくった瑕疵

八間堀川排水機場のポンプ運転再開が遅れたため、八間堀川の水位が上昇して八間堀川破堤の要因をつくった。

2 裁判の書面

		原告	被告
2018年8月7日	提訴	訴状	
2018年11月28日	第1回口頭弁論		答弁書
2019年7月12日	第2回口頭弁論	原告準備書面（1）	被告準備書面（1）
2019年10月18日	第3回口頭弁論	原告準備書面（2）	被告準備書面（2）
2020年1月24日	第4回口頭弁論	原告準備書面（3）、（4）	被告準備書面（3）
2020年4月24日	延期		被告準備書面（4）
2020年7月17日	第5回口頭弁論	原告準備書面（5）	
2020年10月16日	第6回口頭弁論	原告準備書面（6）	被告準備書面（5）
2021年1月22日	第7回口頭弁論	原告準備書面（7）	

3 原告準備書面（7）の抜粋

（原告準備書面（1）～（6）の抜粋は2020年1月24日、7月17日、10月16日の説明資料に記載）

〔注〕準備書面の図はカラーで表示されているため、白黒コピーでは判読が難しいところがあります。本訴訟の準備書面は

CALL4 鬼怒川大水害訴訟 <https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000053>

に掲載していますので、そちらで書面をお読みいただければと思います。

第1 はじめに（3～4ページ）

1 被告の責任原因に関する原告らの従前の主張

原告らは、被告の責任原因について、以下の5点を主張してきた。

- (1) 若宮戸に築堤計画が無く、無堤防状態のまま放置されたこと（訴状21頁、準備書面（2）、同（6））
- (2) 若宮戸の河川区域の指定をしなかったこと（訴状22頁、準備書面（1）、同（2）、同（6））
- (3) 若宮戸において、ソーラー事業者が掘削を行った後、若宮戸の土嚢積みが不十分であったこと（訴状24頁、準備書面（2）、同（5））
- (4) 上三坂の堤防整備を他の箇所よりも後回した改修計画は著しく不合理であること（訴状26頁、準備書面（2）、同（5））
- (5) 八間堀川排水機場の運転再開が遅れたこと（訴状30頁、準備書面（2）、同（5））

2 被告の責任原因に関する原告らの主張

原告らは、争点としての相対的な重要度に鑑み、また、他の相対的に重要な争点についての審理の充実を図り、訴訟を円滑・迅速に進めるために、**八間堀川排水機場の運転再開が遅れたことについては事情として主張することにとどめ、被告の責任原因としての主張を取りやめることとする。**

その上で、以下のとおり主張を整理する。

(1) 若宮戸地区に関する河川管理の瑕疵

若宮戸の河川区域の指定をせずこれを誤ったことが河川管理の瑕疵である。河川区域の指定が誤りでないとするれば、若宮戸に築堤計画が無く無堤防状態のまま放置した改修計画は著しく不合理であり、これは河川管理の瑕疵である。なお、若宮戸の土嚢積みが不十分であったことについては、独自の河川管理の瑕疵事由ではなく、若宮戸地区に関して河川管理に瑕疵があったことの間接事実として主張することとする。

(2) 上三坂の堤防整備を他の箇所の堤防整備よりも後回しにした改修計画は著しく不合理であり、これは河川管理の瑕疵である。

原告らは、準備書面（6）にて、これまでの最高裁判決を分析・検討した上で、(1)若宮戸地区に関する河川管理の瑕疵について詳述した。

本書面では、これに引き続き、(2) 上三坂の堤防整備を他の箇所への堤防整備よりも後回しにした改修計画は著しく不合理であることを述べる。

なお、2020年7月9日付原告ら準備書面（5）に対して、被告は同年10月16日付被告準備書面（5）において反論しているところ、原告は、責任原因についての主張を、原告ら準備書面（6）及び今回の準備書面（7）にて整理し直した。

そこで、被告準備書面（5）については、これらについての被告の反論がなされた時点で、併せて、必要に応じて行うこととする。

第2 上三坂の堤防整備を他の箇所よりも後回しにした改修計画は著しく不合理であること

2 平成13年（2001年）時点における現況堤防高

(4) さらに、この合計7区間の中における優先順位は、以下のように考えるべきである

(8～9 ページ)

ウ そして、左岸④20～21km付近で破堤すると、氾濫水が鬼怒川左岸側の広い範囲に広がり、大被害となることが予見されていた。

この点は、原告ら準備書面（5）22頁～38頁で述べたとおりであるが、その要点を再論すれば、H26鬼怒川浸水想定区域検討業務報告書（甲27号証）には鬼怒川流域において氾濫地域が最大になる破堤地点を選んで浸水想定区域を計算した結果が記されてい

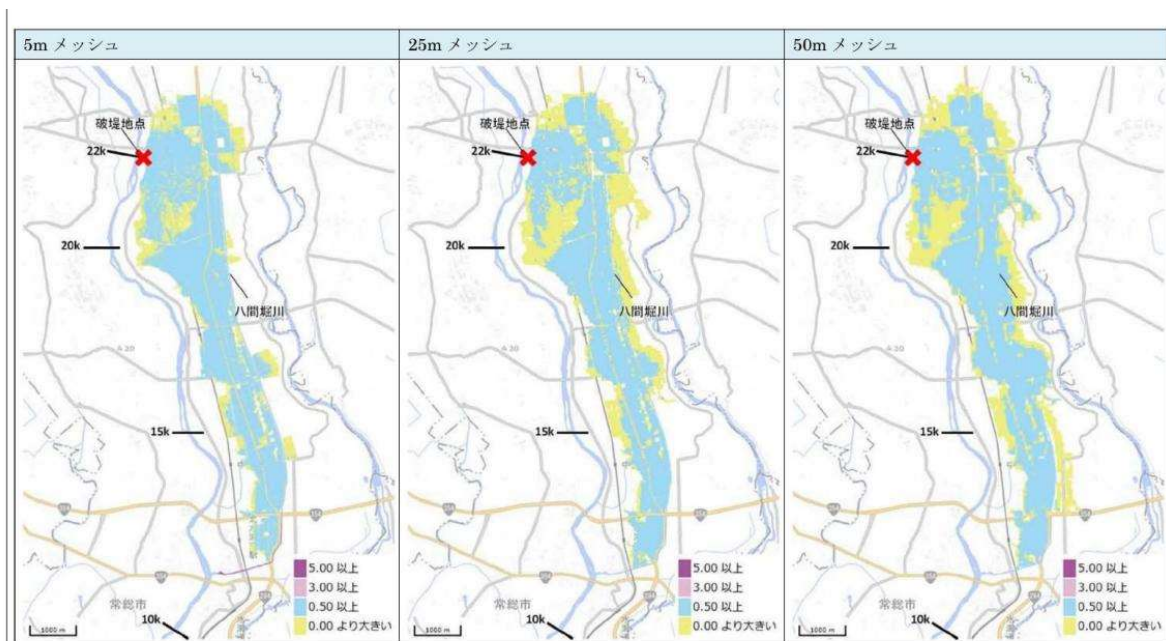


図 2.4-16 鬼怒川左岸 22k 地点破堤時を想定した浸水解析結果 最大浸水深図

(H26鬼怒川浸水想定区域検討業務報告書（甲27）2-36頁）（原告準備書面（5）の図14を再掲）

る。その視点で選ばれた破堤地点が 2015 年洪水の破堤地点 21 k mに近い 22 km地点である。上図（同報告書 2-36 頁の図 2.4-16）のとおり、「鬼怒川左岸 22k 地点破堤時を想定した浸水解析結果 最大浸水深図」において、左岸 22 km地点で破堤すると、氾濫水が鬼怒川左岸側の広い範囲に広がっていく過程が示されている。

3 平成13年（2001年）～平成23年（2011年）までの整備

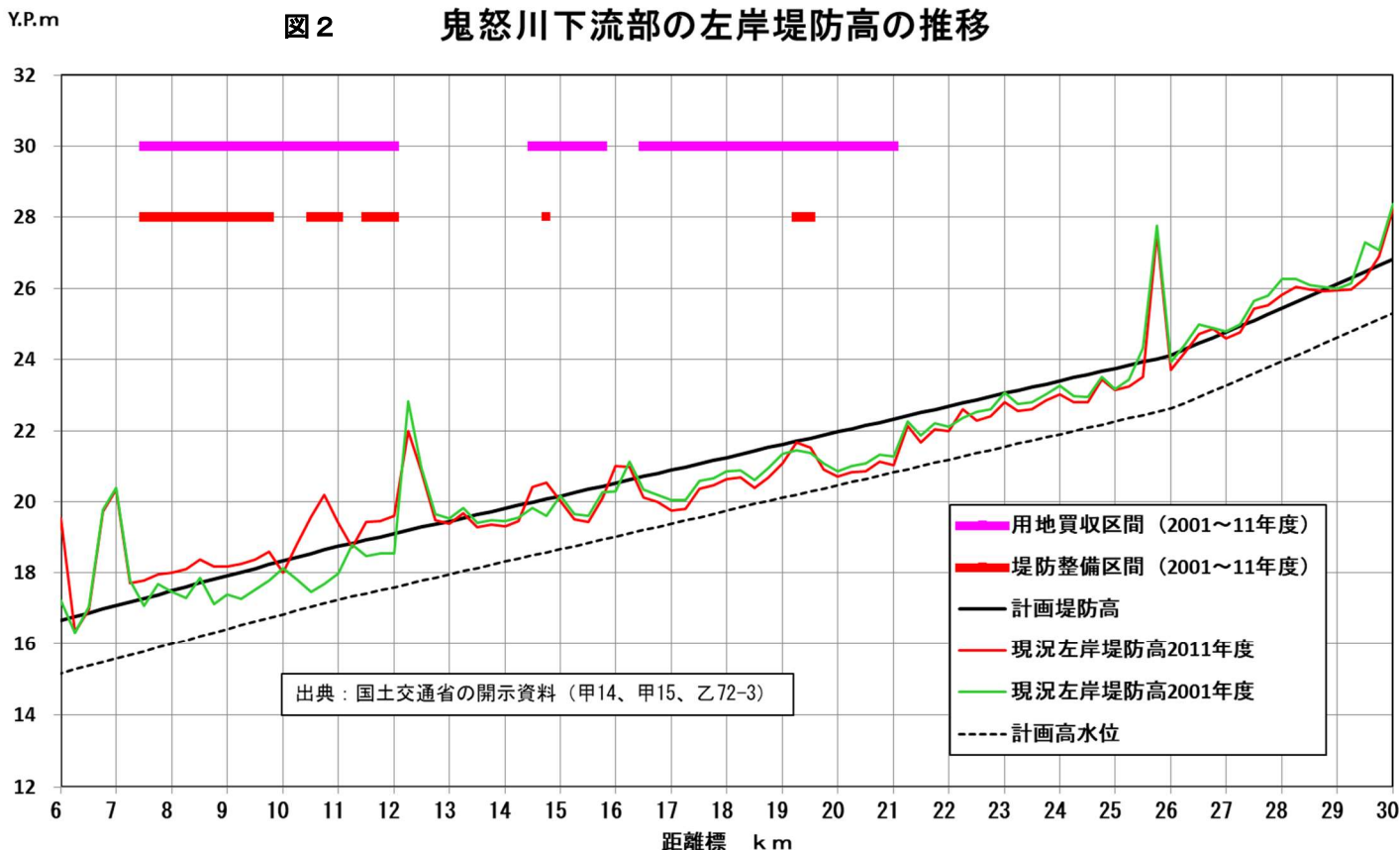
（11～12 ページ）

(2) 左右岸を問わず、最も高さの低い箇所を最も優先して堤防整備がされるべきであるという点、又、左右岸では、同程度の高さで、そのほかの条件に大差がなければ、左岸側の堤防整備が優先されるべきであるという点からしても、左岸 20～21 k mの堤防整備よりも、右岸側の堤防整備を先行したことは、不合理なものと言わざるを得ない。

特に、右岸 11 k m付近で用地買収及び堤防整備がなされているところ、この箇所は、もともと、現況堤防高が計画堤防高以上となっている箇所であり、他に優先して堤防整備を行う必要は無かった場所であり、この点は著しく不合理である。

加えて、鬼怒川では、堤防の沈下が進行しており、とりわけ左岸 20～21 k m付近では、現況堤防高が、計画堤防高と計画高水位の中間から大きく下回り、計画高水位に近づいていた。この点からも、左岸 20～21 k mの整備は先行されるべきであった。

以上のとおり、堤防整備の優先度が最も高かった左岸 20 k m～21 k mについては、用地買収はほぼ終了しているにもかかわらず（図 2 の左岸のピンク太線）、堤防整備は実施



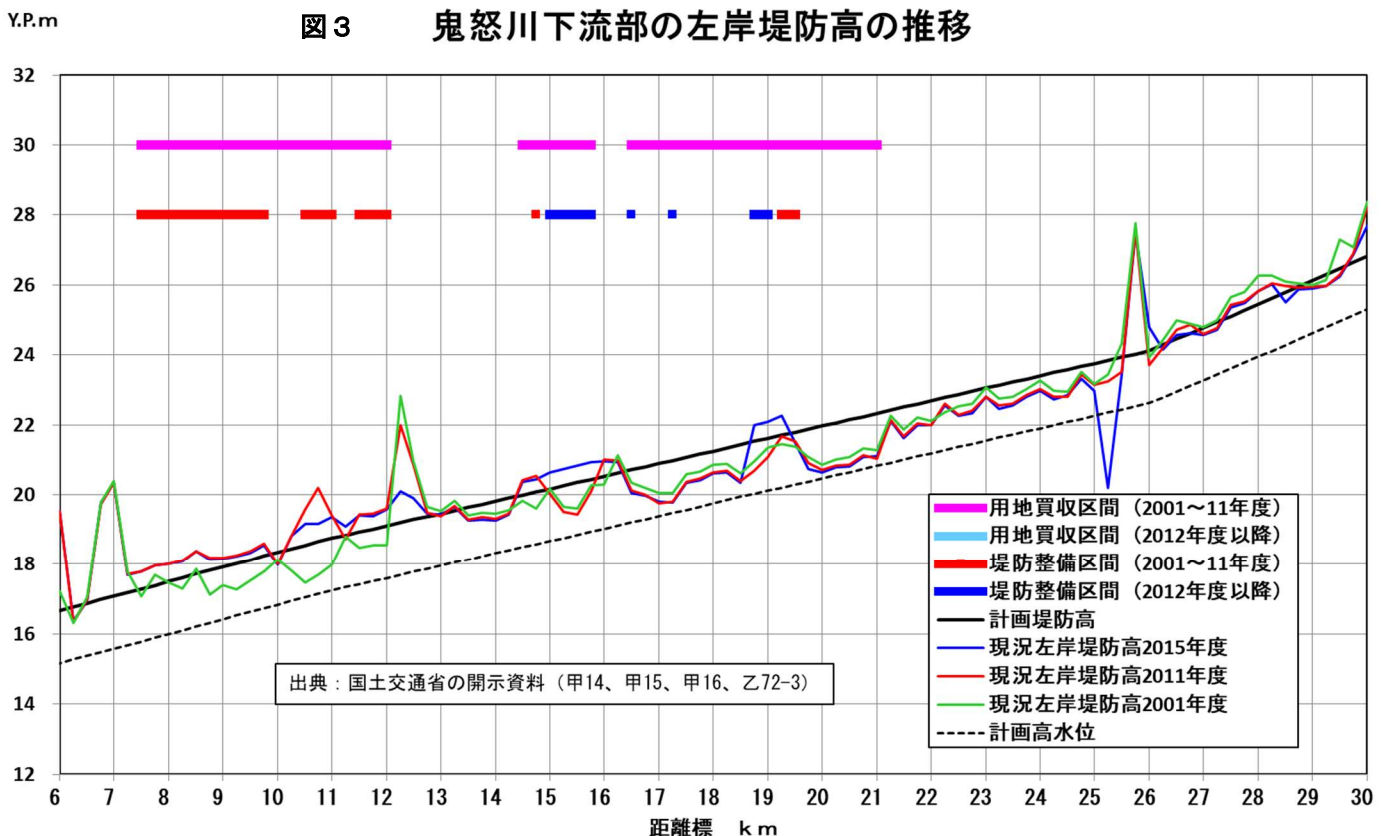
されていない（図2の左岸の赤太線）。この堤防整備を後回しにして、右岸側の、6.5 km～7.5 km付近、11 km付近、16.5 km～18 km付近での堤防整備を行ったのは著しく不合理であり、とりわけ、現況堤防高が計画堤防高以上となっていた右岸 11 km 付近の堤防整備を先に行ったのは、さらに著しく不合理である。

4 平成24年（2012年）以降の整備（12～15 ページ）

(1) 図3は、上記の平成23年（2011年）までの整備状況に加えて、その後に行った用地買収区間（水色太線）と堤防整備区間（青太線）を、被告が提出した乙72の3に基づき、横軸の距離標に沿って直線で加筆し、さらに、平成27年（2015年）の現況の堤防高（本件洪水前）を青線で加筆したものである。

イ 左岸では、15 km～16 km、16.5 km 付近、17 km 付近、18.5 km～19 km 付近の4か所で堤防整備がなされている。これらの場所は、15 km～16 km が現況堤防高が計画堤防高と計画高水位の中間程度であり、その他の区間はさらに高さが比較的高いのであり、優先的に堤防整備をする理由がない。

ウ 一方で、最も堤防整備の優先度が高いと考えられた左岸 20～21 km については、用地買収は2011年（平成23年）までに終了していたにもかかわらず（図2の左岸のピンク太線、図3でも同じ）、堤防整備は全くなされていない（図3の左岸の赤太線+青太線）。



(2) 加えて、鬼怒川ではさらに堤防の沈下が進行していた。鬼怒川の堤防高は縦断方向では250m間隔の測量結果が示されており、図3はその測量結果に基づいており、左岸20～21km付近では、現況堤防高が、計画高水位程度に近接していた。

ただし、実際の測量では、250m間隔ではなく、より細かい距離間隔で測量が行われている。2011年度の堤防高測量結果とその後の堤防高変化箇所については情報公開請求により、関東地方整備局から甲32号証「平成23年度鬼怒川堤防高縦断表」および「鬼怒川に反映する堤防高(平成24～28年度)」の測量結果〔注〕が開示されている。この測量結果から鬼怒川左岸の20～22kmの縦断図を図4に示す。図4のとおり、左岸21km付近には、現況堤防高が計画高水位を下回っている箇所が2か所あった。

(3) 加えて、左岸21km付近の堤防は、堤防天端の高さが均一ではなかった。

国土交通省の第1回鬼怒川堤防調査委員会資料(平成27年9月28日)(甲3号証)の21頁に次の写真

(略)と現況横断図(略)が示されている。

このように、堤防横断では、天端は川側の表肩がアスファルト舗装されている中央部より盛り上がり高くなっており(写真では盛土がされているように見える)、そこが天端表肩として、堤防天端高の測量がされている。堤防天端の大半を占める舗装部分はそれより低く、上記の現況横断図を見ると、10cm程度以上低く、計画高水位以下の可能性があった。

以上のとおり、左岸20～21kmは、実際の天端高は測量結果よりも低く、計画高水位以下の可能性があったのであり、最も優先的に堤防整備がされるべき箇所であった。

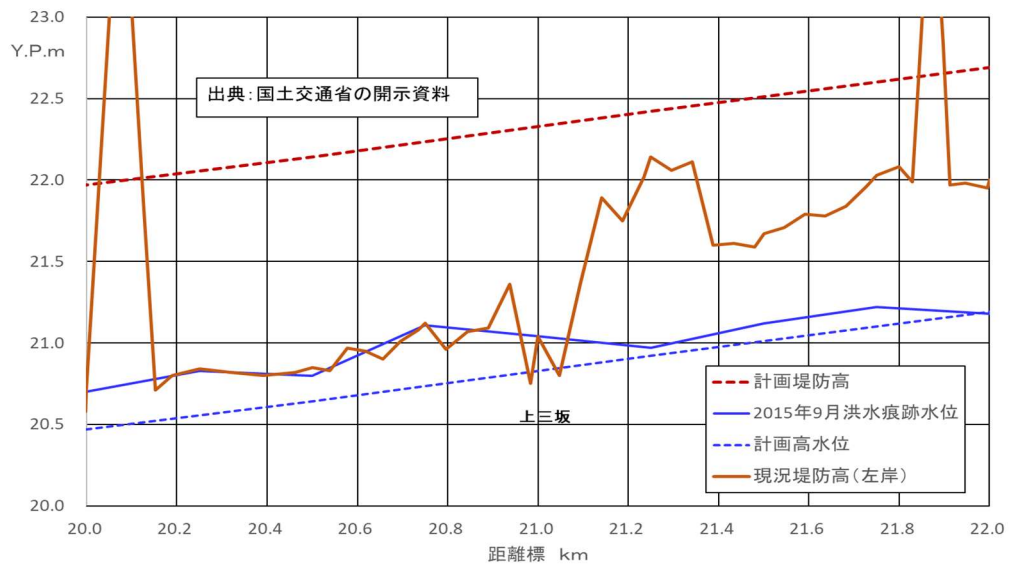


図4 鬼怒川左岸21km付近の堤防高と水位

(出典: 関東地方整備局「平成23年度鬼怒川堤防高縦断表」(甲32号証)、「鬼怒川堤防関連データ(平成27年度)」(甲15号証)、「鬼怒川痕跡調査結果表(H27.9.9出水)」(甲33号証))

4 被告準備書面

第7回口頭弁論では被告から準備書面の提出はありません。

(被告準備書面(1)～(5)の抜粋は2020年1月24日、7月17日、10月16日の説明資料に記載)